

重要なお知らせ

健康増進法の一部改正に伴い

2020年4月1日から

全ての飲食店は

原則屋内禁煙です



「受動喫煙対策」

に取り組まなければなりません。

① 屋内禁煙の店舗の場合

○特別な手続き等は必要ありません。

② 店内に“喫煙可能な場所（室）”を設置する場合

○保健所への届出が必要です。 1~3の全ての条件を満たす必要があります。

1. 2020年4月1日時点で営業している店舗
2. 資本金または出資の総額が5000万円以下の店舗、または個人経営の店舗
3. 客席部分の面積が100㎡以下の店舗

施設管理者には下記の義務が生じます。

○**標識の設置**

○**喫煙場所に20歳未満の者（従業員を含む）を立ち入らせない**

義務違反があった場合は、

罰則が課せられることがあります。

詳しくは、山梨県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/tobacco.html>



【お問い合わせ】 富士・東部保健所 健康支援課 0555-24-9034